



若年性認知症の診断を受けたとき、今の生活を続けることをまずは考えたい。

今回は、日常生活を送る上でさまざまな支援を受けることができる「障害福祉サービス」のうち、
移動支援・居宅支援サービスについてご紹介します。

移動支援とは

移動することが難しい人に対してガイドヘルパーが行う、外出の支援サービスのことです。

障害を持っている方は、移動することが難しいなどの理由によって、外出を控えがちになり、日常生活での活動が制限されてしまう場面が多くみられます。移動支援は、障害のある人が活動を制限されないことがないよう、そして地域で自立した生活を送ることができるようになることが目的となっています。

移動支援のサービス元は、「地域生活支援事業」です。これは、市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者本人の状況に応じて、柔軟な形態で実施しているものです。そのため、地域ごとに利用要件や外出先範囲などが異なります。

参考：藤沢市 移動支援ガイドブック(令和5年5月)

例えば、藤沢市では・・・

対象となる外出 ※基本は利用者の自宅から出発し、利用者の自宅へ帰ります

① 社会生活上、必要不可欠な外出

→手続きなどの用事で官公庁や金融機関に行く、公的行事に参加する、生活必需品の買い物。
冠婚葬祭や、理美容なども

② 余暇活動などの、社会参加のための外出

→各種行事への参加、文化的活動、レクリエーション、レジャーなど

③ 通学、通所、短期入所の送迎

※対象とならない外出

① 経済、宗教、政治活動など、特定の利益を目的とする団体活動での外出（通勤等）

② 他の制度が利用できる外出（通院など）



自治体によっては例えば、生活必需品の買い物は対象とならないところもあります。

移動支援は、障害の等級や支援区分は関係なく利用できるサービスです。そのため、日常生活の移動に障がいがある場合であれば、療育手帳や障害者手帳を取得していなくても、自治体から発行された受給者証を取得すればサービスを受けることができます。なお、自治体によって利用対象者とする障がい種別が異なる場合がある点には注意が必要です。



居宅介護とは

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行うものです。

障害のある方の、地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。

居宅介護の種類

身体介護…利用者の身体に直接触れる介護サービスです。

例えば…

- ・起床・就寝の介助や、排泄の介助
- ・食事・服薬の介助
- ・入浴や部分浴・清拭・洗面など、清潔の保持
- ・飲み込みが難しい人のための、流動食の提供
- ・体位の変換、移動や移乗の介助、外出介助

※必ず介助をすることだけでなく、その人の安全を確保した状態での見守りや声かけをして、必要に応じて介助をするということも身体介護になります。



家事援助…日常生活を送る上で必要な家事全般をサポートします。

例えば…

- ・部屋やトイレ、風呂などの掃除・整理整頓
- ・日用品などの買い物や、薬の受け取り
- ・一般的な調理
- ・衣服の洗濯、簡単な補修

※本人のためのことに限らず、例えば同居の子どもの掃除・洗濯・調理などが十分にできない場合には、本人に代わって家事援助として対応する場合があります。

通院等介助…通院などのための、屋内外における移動の介助です。

通院介助の範囲

- ・通院にかかる移動の介助
- ・市役所などの官公署での、公的な手続き
- ・通院時の受診などの手続きや、院内の移動
- ・障害福祉サービス事業所への相談依頼

※通院介助には、身体介護を伴う場合と伴わない場合があります。

その他にも、通院時の車両への乗降介助や、生活全般にわたる援助を行うこととされています。

- ☑ 「居宅介護」の利用対象者は、18歳以上の身体障害・精神障害・知的障害で障害支援区分1以上と認定された方及び18歳未満のこれに相当する障害児です。障害者総合支援法で指定されている難病患者(18歳以上)も対象です。
- ☑ サービス利用料(自己負担)が基本として1割かかります。(市町村民税課税状況によって負担上限があります)非課税世帯・生活保護受給世帯は0円です

障害を持つことで、家での日常生活を送る中で困ってしまうことが生じる時があるかもしれません。障害福祉サービスには、就労だけでなく、ふだんの生活上での移動や家での暮らしのさまざまところで支援を受けることができます。ぜひ知っておきたいですね。